

令和5年11月10日

各警察署長 殿

生活安全部長

**認知症に対する理解及び知識を深める教養の積極的な実施について
(通達)**

認知症又はそのおそれのある行方不明事案（以下、「認知症行方不明事案」という。）は、統計を開始した平成24年以降、全国的には一貫して増加傾向にあり、当県においても令和2年をピークに以降横ばいで推移するなど、今後、高齢化社会の進行に伴って更に増加することが見込まれている。

警察署は、行方不明事案に限らず、自動車運転免許証や銃の所持許可の更新手続など警察活動の中で認知症の方と接する機会が多く、警察官が認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の方やその家族に対して適切に対応する必要があることから、各警察署において、認知症に対する理解を深める教養を積極的に実施されたい。

なお、警察学校では、長野市から部外講師の派遣を受け、平成26年度から初任科教養で「認知症サポーター講座」を取り入れているところであるが、警察署において認知症への理解と知識を深める教養の一つとして当該講座の開催を希望する際は、市町村によって担当窓口が異なることから、直接、管轄市町村へ問い合わせること。

また、認知症に対する理解及び知識を深める各種教養を実施した場合は、地域安全活動報告により、人身安全・少年課長を経由して報告されたい。

担 当：人身安全・少年課（人身安全対策係）